



## 奨学生出願の手引き

公益財団法人  
福田育英会

新潟市中央区一番堀通町3番地10  
電話 (025) 266-9121

## 募集から奨学金の交付まで

### 出願者の資格

- (1) 新潟県出身の子弟または新潟県内に本社を置く企業（その企業の子会社で新潟県外に本社を置く企業を含む）に勤務する社員の子弟のうち、四年制以上の大学に在学し、学術優秀、品行方正、身体強健でありながら、経済的理由により修学が困難と認められる者。
- (2) 高等学校長または大学の学部長（またはそれに準ずる者）から、奨学生にふさわしいとして推薦が得られる者。

### 出願の手続き

#### (1) 奨学生願書

奨学生を希望する者は、奨学生願書（当会所定様式）に次の書類を添付して、期日までに当会あてに提出してください。

#### (イ) 住民票（世帯全員分 続柄が記載されているもの）

（本人と両親の世帯が分かれており、住民票が別々の場合は、両方提出してください）

#### (ロ) 学校長または学部長の推薦書（当会所定様式）

#### (ハ) 調査書（学校所定様式）（大学在学中の場合、直近の成績証明書）

#### (ニ) 大学の「入学証明書」または「合格証明書」、コピー可（大学在学中の場合、在学証明書）

#### (ホ) 写真2枚（無帽半身、タテ4cm×ヨコ3cm 裏面に氏名を記載してください）

#### (ヘ) 奨学生志望者の家計支持者（父母、又は家計を支えている人）の年間収入額を証明する書類（源泉徴収票・確定申告書等）の写し（パート等も必要、年金は不要）

#### (2) 募集期間

毎年3月1日から3月31日（消印有効）

#### (3) 願書等提出先

〒951-8668 新潟市中央区一番堀通町3番地10 公益財団法人 福田育英会

### 採 用

- (1) 採否は、選考委員会で選考・決定し、4月下旬までに本人に通知します。
- (2) 筆記試験等はいりません。

### 奨学金の交付

- (1) 奨学金は、月額5万円です。月額5万円のうち、返還義務のある（貸与）奨学金月額3万円、返還義務のない（給付）奨学金月額2万円とします。

- (2) 奨学金は、原則として毎月15日に奨学生が指定する銀行口座に振込みにより交付します。
- (3) 採用決定の方には、5月25日に第1回の奨学金（4・5月の2ヵ月分）を交付します。

## 奨学生の義務

### 生活態度

- (1) 日常、本会の奨学生にふさわしい生活を送り、将来有用な社会人になることを心がけなければなりません。従って学業または性行などが不良となった者については、奨学金の交付を休止または廃止することがあります。

### 在学中の報告、届出

- (1) 奨学生は、年度始めに本人および保護者の連絡先、進級状況、学業、生活の状況などについての現況報告書および大学の在学証明書を提出しなければなりません。
- (2) 奨学生は、休学、復学、転学および退学し、または停学その他の処分を受けたときは、連帯保証人と連署のうえ、ただちに届け出なければなりません。

### 奨学金の返還

- (1) 当会の奨学金のうち、返還義務のある（貸与）奨学金は、大学卒業後必ず返還しなければなりません。ただし、返還義務以外の付帯義務は一切なく、また、卒業後の就職、大学院進学などについても何等制限をしておりません。なお、貸与された奨学金は、下記の返還年限以内であれば利息はつきません。
- (2) 返還年限  
奨学金の貸与が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、12年以内（ただし、年額120,000円以上）に完済しなければなりません。
- (3) 返還猶予  
奨学生であった者が、大学、大学院等に在学するとき、また、傷病により返還が困難となったときなどは、規程により返還が猶予されることがあります。
- (4) 返還免除  
奨学生または奨学生であった者が死亡したり、精神もしくは身体の障害により働けなくなったときは、規程により奨学金の全部または一部の返還が免除されることがあります。

以上